

福山地方卸売市場業務規程

2020年（令和2年）年3月18日制定
2020年（令和2年）年6月21日施行

福山地方卸売市場

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 市場関係事業者

　第1節 卸売業者（第8条～第14条）

　第2節 買受人（第15条～19条）

　第3節 関連事業者（第20条～第22条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第23条～第40条）

第4章 管理（第41条～第49条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 株式会社福山地方卸売市場（以下「開設者」という。）が開設する福山地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。

(開設者の業務運営の基本原則)

第2条 開設者は、市場業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行なう者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(市場の名称及び位置)

第3条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 福山地方卸売市場
位置 福山市引野町一丁目1番1号

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、取扱品目の部類ごとに次に掲げるものとする。

青果部 野菜、果実、林産物（食用に供するものに限る。**以下同じ。**）及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等
水産物部 水産物及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等

(開場の期日)

第5条 市場は、次に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの間における日曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 開設者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、これを臨時に変更することができる。

(開場及び販売の時間)

第6条 開場及び販売の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の円滑な運営を確保するため必要があると開設者が認めたときは、これを臨時に変更することができる。

開場時間 午前2時から午後5時まで
販売時間 午前3時から午後5時まで

(関係者への通達)

第7条 開設者は、開場の期日や開場及び販売の時間等を臨時に変更しようとするときは、あら

かじめその旨を掲示し、かつ、その他の方法により関係者に周知を図るものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第8条 卸売業者の数は、取扱品目の部類ごとに、次のとおりとする。

青果部 3以内

水産物部 4以内（水産2以内、塩干2以内）

(卸売業者の許可)

第9条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者へ提出し、許可を受けなければならぬ。

(1) 氏名及び住所（法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 卸売業務を行おうとする取扱品目

(4) 卸売の業務の開始予定年月日

(5) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項の許可は、第4条の取扱品目の部類ごとに行う。

4 開設者は、第1項の許可の申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 市場の卸売の業務の許可の取消を受け、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 卸売の業務を適格に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 法人であつてその業務を執行する役員のうち第1号及び第2号の一に該当するものがあるとき。

(6) その許可をすることによって卸売業者の数が、前条に定める数を越えることとなるとき。

(卸売業務の許可の取消し)

第10条 開設者は、卸売業者が前条第4項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に該当する

こととなったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに前条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて開設者の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について開設者の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名及び住所（法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目
- (3) 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- (4) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

4 第2項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 合併又は分割の当事者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により地方卸売市場における業務を継承する法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (3) 合併又は分割後の事業に係る取扱品目
- (4) 合併又は分割の方法及び条件
- (5) 合併又は分割の予定年月日
- (6) 合併又は分割を必要とする理由

5 第9条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第9条第4項中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第11条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業者の相続)

第12条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、開設者の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対しても第9条第1項の許可は、その相続人に対したものとみなす。
- 4 第1項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名、住所及び被相続人との続柄
 - (2) 被相続人の氏名及び住所
 - (3) 引き続き営もうとする営業に係る取扱品目
 - (4) 相続開始の年月日
- 5 第1項の認可については、第9条第4項の規定を準用する。この場合において、第9条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第12条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

（名称変更等の届出）

第13条 卸売業者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は商号及び住所を変更したとき。
- (2) 法人にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名を変更したとき。
- (3) 卸売の業務を休止又は廃止しようとするとき。

（せり人）

第14条 卸売業者が市場において行なう卸売のせりに従事するせり人は、その者について当該卸売業者が開設者に届け出た者でなければならない。

- 2 前項のせり人の基準は、次に掲げる者のいずれにも該当しない者でなければならないものとする。
 - (1) 破産者であつて復権を得ない者
 - (2) 当該市場の買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人である者
 - (3) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者
- 3 第1項のせり人の資格は、前項の基準に掲げる者に該当しない者であつて、6月以上卸売業務に従事したことのある者又はせり人講習会等の講習を受けた者でなければならないものとする。
- 4 せり人は、卸売のせりに従事するときは、開設者の指定した帽子を着用しなければならない。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第15条 市場において、卸売業者が卸売場において行う卸売に参加しようとする者（仲卸業者を含む。以下「買受人」という。）は、取扱品目の部類ごとに開設者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、仲卸業者とその他の買受人を区別して行うものとする。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに商号
 - (2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
 - (3) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類
 - (4) 仲卸業者の承認を受けようとする者にあってはその旨
- 4 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な経験並びに資力・信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないことができる。
- 5 開設者は、第1項の承認をしたときは、買受人の名簿を事務所に備えておくものとする。

(名称変更等の届出)

第16条 前条第1項の承認を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 買受人が氏名又は名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 買受人が卸売業者から卸売を受けることを廃止しようとするとき。
- 2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は精算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

第17条 開設者は、買受人が第15条第4項に該当することとなったとき、その承認を取消しするものとする。

- 2 開設者は、買受人が次のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。
 - (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
 - (2) 売買代金の支払いを不当に怠ったとき。
 - (3) 正当な理由がなくて引き続き1月以上休業したとき。

(買受人章)

第18条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

- 2 買受人は、前項の買受人章を市場内において常に着用しなければならない。

(買受人組合)

第19条 買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときはその規約、役員氏名、及び組合員人数を開設者に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

第3節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第20条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めたときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人その他市場利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において営業することを承認することができる。

- (1) 第4条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行うもの、市場の取扱品目の保管、運搬等を行うもの、精算代払機関その他市場の機能の充実に資するものとして規則に定める業務を営むもの。
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の使用者に便益を提供するものとして規則に定める業務を営むもの。
- (3) 第1項第1号及び第2号のほか市場機能に支障を与えない範囲内で、開設者が認めた業務を営むもの。

(関連事業者の承認)

第21条 市場において関連事業を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称、商号及び住所
 - (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
 - (3) 承認を受けて営もうとする営業の種類及び内容
- 3 前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合又は承認を得た業務を廃止しようとする場合は、遅滞なく開設者に届け出なければならない。
- 4 開設者は、第1項の承認の申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の承認をしないものとする。
 - (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
 - (2) 申請者が業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないとき。
 - (3) 申請者が次条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前各号の一に該当する者があるとき。

(関連事業の承認の取消し)

第22条 開設者は、関連事業者が前条第4項第1号、若しくは第4号のいずれかに規定する者に該当することとなったとき（関連事業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちに、これらの各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなったときを含む。）、又は第2号の資力信用を有しなくなったと認められるときは、前条第1項の承認を取消すものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第23条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第24条 市場において取り扱うすべての物品の卸売は、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。

2 開設者が、市場における効率的な売買取引のため特に必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、市場外の取扱品目を卸売することができる。

(指値ある受託物件)

第25条 卸売業者は、受託物品に指値（消費税額を除く。以下同じ。）のあるときは、販売開始前にその旨を呼び上げ又は指示しなければならない。

2 前項の呼び上げ又は指示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売りの方法)

第26条 卸売のためのせり売りは、その販売物品について荷印、等級及び数量又は重量その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税額を除く。以下同じ。）を3回呼び上げたときその申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前項の呼び上げ回数は時宜により変更することができる。

4 最高申込価格が2人以上あるときは、抽選その他適宜の方法により、せり落し人を決定する。

5 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちにその価格及び氏名又は商号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第27条 卸売のための入札の方法は、その販売物品について荷印、等級及び数量又は重量その

他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後開設者の定めた方法により入札金額（消費税額を除く。以下同じ。）その他指定事項を記載させて行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い最高価格の入札人をもって落札人とする。
- 3 前条の第4項及び第5項の規定は、入札売の場合に準用する。
- 4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札売は無効とする。
 - (1) 入札人を確認できないとき。
 - (2) 入札金額その他指定事項が不明なとき。
 - (3) 入札に対して不正行為があったとき。

(相対取引の方法)

第28条 相対取引とは、一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。

- 2 卸売業者は、相対取引による卸売をするときは、卸売場においてその販売開始前に当該物品と他の上場物品とを明確に区別し表示しなければならない。
- 3 相対取引による卸売は、異なる取引慣習のある場合を除き、現品又は見本によって行うものとする。
- 4 卸売業者は、相対取引による卸売のための場所及び時間をあらかじめ買受人に周知するものとする。

(異議の申立)

第29条 せり売又は入札売に参加した者が、そのせり落し又は落札について異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。

- 2 開設者は、前項の申立について正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第30条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他の卸売を受けれる者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引条件の公表)

第31条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(衛生上有害物品の売買禁止)

第32条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売業者の卸売予定数量等の報告及び公表)

第33条 卸売業者は、毎開場日の卸売予定数量、産地、卸売数量及び卸売価格について、主要品目ごとに開設者に報告するものとする。

2 卸売業者は、前項の規定により報告を行った事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第31条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(開設者の卸売予定数量等の公表)

第34条 開設者は、前条の報告を受けたときは、その日の主要品目の卸売予定数量並びに卸売数量及び卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(仕切り及び送金)

第35条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対しその卸売をした日から青果5日、水産7日以内に当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8%（軽減対象資産以外のものにあっては、10%）に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により、卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の8%（軽減対象資産以外のものにあっては、10%）に相当する金額。），控除すべき第36条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付しなければならない。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(委託手数料の率)

第36条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。

野菜及びその加工品 100分の9

果実及びその加工品 100分の8

林産物及びその加工品 100分の9
水産物及びその加工品 100分の7

(出荷奨励金の交付)

第37条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 卸売業者は、出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあり、かつ前項の目的に資するものでないときは、出荷奨励金を交付してはならない。

(買受代金の支払義務)

第38条 買受人は、卸売業者から買受けた物品の引渡しを受けた日から、青果5日、水産物8日以内までに買受代金（買受けた額に8%（軽減対象資産以外のものにあっては、10%）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならぬ。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第39条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を交付することができる。

2 前項の完納奨励金の交付が、他市場の卸売業者も含めて市場内の卸売業者間に過度の競争による弊害を生ずるおそれがあり、又は市場内の卸売業者の財務の健全性を損ない、若しくは市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、完納奨励金を交付してはならない。

(決済の方法)

第40条 市場における売買取引の決済は、第35条から第39条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章 管理

(事業報告書の提出)

第41条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法等関係事務処理要領（昭和48年3月2日制定）別記様式第二号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかなければならぬ。

3 御売業者は、当該御売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該御売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該御売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(報告)

第42条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、御売業者、買受人若しくは、関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは、資料の提出を求めることができる。

(改善措置命令)

第43条 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、当該市場の関係人に対しその業務に関し必要な措置をとるべき旨を命令することができる。

(業務の停止等)

第44条 開設者は、取引参加者又は関連事業者がこの業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合は、6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を指示することができる。

(市場秩序の保持)

第45条 取引参加者及び関連事業者は、市場の秩序を乱し、又は利用者の利益を害する行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持、又は利用者の利益の保全を図るため必要があると認めたときは、取引参加者又は関連事業者に対し市場の秩序を守るべき旨の指示又は入場の制限をすることができる。

(承認を受けない営業の禁止)

第46条 何人も、市場内においては開設者の承認を得ずに物品の販売、その他の営業行為をしてはならない。

(清潔等環境の保持)

第47条 市場施設の使用者及び入場者は、自己の商品、容器、その他物件の整理に留意するとともに、常に市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

- 2 何人も、ごみ、その他の廃棄物を市場内に持ち込んではならない。
- 3 開設者は、市場の清潔等環境の保持を図るため、必要があると認めるときは、施設の使用者及び入場者に対し、適当な指示又は措置をとることができる。

(市場運営委員会)

- 第48条 市場の円滑な運営を図るため、福山地方卸売市場運営委員会(以下「市場運営委員会」という。)を設置する。
- 2 市場運営委員会は、委員若干名をもって組織する。
 - 3 市場運営委員会は、次の事項について協議する。
 - (1) 市場の運営の円滑化に関する事項
 - (2) 市場の取引の合理化に関する事項
 - (3) 市場業務に係る業務調整等に関する事項
 - (4) その他重要事項
 - 4 前項に定めるもののほか、市場運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(常任委員会及び駐車場委員会)

- 第49条 市場運営委員会の円滑な運営を図り、その発展と改革の推進に資する機関として福山地方卸売市場常任委員会(以下「常任委員会」という。)及び福山地方卸売市場駐車場委員会(以下「駐車場委員会」という。)を設置する。
- 2 常任委員会及び駐車場委員会の組織並びに運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この業務規程は、昭和48年1月25日から施行する。

(関連事業者等の承認についての経過措置)

第2条 この業務規程施行の際、現に従来の福山綜合食品地方卸売市場において、その承認を得て営業している関連業者等については、第18条の規定にかかわらず、開設者の承認を得て引き続いて営業することができる。

附則

(施行期日)

この業務規程は、昭和51年9月20日から施行する。

この業務規程は、昭和53年10月17日から施行する。

この業務規程は、平成元年4月1日から施行する。

この業務規程は、平成12年10月1日から施行する。

この業務規程は、平成17年10月11日から施行する。

この業務規程は、平成21年6月25日から施行する。

この業務規程は、平成23年7月1日から施行する。

この業務規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（令和2年6月21日施行）

(施行期日)

第1条 この業務規程は、令和2年6月21日から施行する。

(卸売業者の許可に関する経過措置)

第2条 第9条第1項の許可を受けようとする卸売業者は、この業務規程施行日前においても、その申請をすることができる。

2 開設者は、前項の申請があった場合においては、施行日前においても、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた卸売業者は、施行日において第9条第1項の許可を受けたものとみなす。

(買受人等の承認についての経過措置)

第3条 この業務規程施行の際、現に従前の業務規程によりその承認を得て営業している買受人及び関連業者については、第15条及び第21条の規定にかかわらず、開設者の承認を得ているものとみなす。